

九州・山口地域の産業政策について

ウィズコロナへの新たなステージへの移行、原油価格・物価の高騰による難局の中、デジタル田園都市国家構想を踏まえ、多様な分野でのデジタル変革（DX）に積極的に取り組むなど、国と地方が一体となり、強力な施策を講じていくことが重要である。

国においては、地方創生の要として地方がそれぞれの実情に応じ自主的に進める産業振興施策に対して、規制緩和や予算重点配分等によりスピード感を持って強力に支援するよう求める。

1 地域経済の諸課題を解決するための経済政策

（1）原油価格・物価高騰等に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な円安の進行やロシアのウクライナ侵略等に伴う物価高騰の影響などにより、全国で幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、事業者の資金繰り支援について、融資の迅速かつ柔軟な実行の徹底、返済猶予・条件変更等も含めた金融機関への指導や自治体が独自に行う損失補償や利子及び信用保証料の補助に対する財政措置を講ずるとともに、また、事業継続や事業再構築等に対する支援策の一層の拡充を図ること。

加えて、国が定める公定価格等により経営を行う社会福祉施設や医療機関等においても、患者・利用者等に安心・安全で質の高いサービスや医療の提供、公衆衛生の維持ができるよう、臨時的な公定価格の改定等の対策を早急に講じること。

（2）観光関連産業の本格的な復興

インバウンドの本格的な復興に向けて、観光産業の高付加価値化の推進や訪日プロモーション強化の継続、さらに、2025年

日本国際博覧会などの大規模イベントを活用した地方への戦略的誘客を進めること。

また、旅行需要の回復に伴い、宿泊業で人手不足が深刻化していることから人手不足の解消やD Xの活用等による生産性向上に対する支援を行うこと。

(3) 人手不足対策と働き方改革への支援

労働力人口の減少による人手不足問題が顕在化し、景気回復への影響も懸念される中、地方を支える中小企業における多様な産業の担い手を確保し、その能力を最大限発揮する環境を整えることが重要である。

そのため、若者、女性、高齢者、障がい者等がともに働きやすく魅力ある職場づくり、地方における人手不足対策及び働き方改革の推進について、適切な支援を行うこと。

特に、介護・看護・保育人材の確保が困難になっているため、現行の配置基準の改善を早急に実現するとともに、他産業と遜色ない水準まで処遇改善等を図ること。併せて、介護における「介護福祉士修学資金等貸付制度」については、従来どおりの制度運用が継続できるよう、貸付原資を確保すること。また、貸付原資の都道府県への交付については、貸付決定等に支障を生じることのないよう、原資の枯渇前のなるべく早期に行うこと。

「技能実習」や「特定技能」といった外国人材の受入に係る制度の見直しについては、地方の意見や実情を十分に踏まえ、国において具体的な対策を講じること。また、外国人受入環境整備交付金について交付対象とする事業の範囲を拡大するなど、外国人と日本人の共生社会実現に向けた支援を継続すること。

(4) 第4次産業革命の地方への導入・普及と先端技術への挑戦

人口減少の進行など地方が抱える社会的課題の解決やデジタル田園都市国家構想の推進のため、I o Tやビッグデータ、A I等の先進的活用事例の情報提供に努めるとともに、先端技術の社

会実装、とりわけ遠隔医療・教育、次世代モビリティサービスなど、5Gを利活用した地方の取組を後押しするため、支援の充実や必要な規制緩和を進めること。

また、付加価値の高い新たな産業を育成するため、先端技術を有する企業・人材を地方に呼び込み、実証実験や実装、拠点形成、IT人材育成等に取り組む自治体に対し支援すること。

(5) 中小企業の生産性向上の支援

最低賃金については、九州各県において、令和4年10月から目安額の30円と同額以上の引き上げが決定されたところであるが、中小企業・小規模事業者は新型コロナウイルス感染症や原材料費等の高騰、物価の上昇等の影響により特に厳しい状況に追い込まれていることから、雇用コスト増等を十分に踏まえた激変緩和の観点から事業存続等に向けた支援策を強化すること。

また、IT導入や設備投資等に係る支援については、特例期間を延長する等、柔軟な支援を継続すること。

(6) 商工会館の防災強化等

甚大な影響を及ぼす大規模災害等が相次ぐ中、商工会・商工会議所は、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、市町村と共同で、小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成している。

一方で、支援側の商工会・商工会議所が入居する商工会館の多くは老朽化が進行し、建替又は大規模改修等が必要な状況にある。

災害等発生時、地域の小規模事業者を円滑に支援するため、市町村と連携して商工会館の防災機能の強化等に取り組む商工団体に対する財政的支援を実施すること。

(7) 新しいシリコンアイランド九州の創造に向けた基盤整備

活況な半導体関連産業において人材不足が深刻化してきている中、九州においても多くの雇用が予定されており、人材の育成・

確保が喫緊の課題となっているため、人材の確保や育成等に取り組む自治体に対し、継続して支援するとともに、必要に応じて国主導による関係業界の連携強化や、大学等高等教育機関の学部・学科新設、定員増に取り組むこと。

半導体サプライチェーンの強靱化を実現し、安定供給に必要な体制を確保するため、半導体関連企業が実施する設備投資等に対し、財政的支援を拡充するとともに継続した予算確保を行うこと。また、先端技術の開発に向けた企業間のネットワーク構築等に対する研究開発等に係る財政的支援を拡充すること。

国内外の半導体関連企業等が進出する際の受け皿となる工業団地や関連するインフラ整備を行う自治体に対し、継続した財政的支援を行うとともに、国外からの半導体関連人材の受入れに伴い発生する在留関係の諸手続きが、円滑・迅速に進むよう取り組むこと。

さらには、国内外の半導体関連企業等の進出が、新しいシリコンアイランド九州の創造につながるよう、九州・山口地域内の物流・交通インフラが加速度的に整備されるよう特段の予算を確保すること。

2 農林水産業の競争力強化と持続的発展

(1) 農林水産業の成長産業化

九州・山口地域は農林水産業が主要な産業であり、農業産出額は全国の約2割を占めるなど、国内食料供給の重要な拠点となっている。

このため、農林水産業の競争力強化と持続的発展に向け、以下のとおり取り組むこと。

新たな新規就農者施策については、新規就農者を安定的に確保していくために、活用しやすい制度にするとともに十分な予算を確保すること。

D Xで飛躍的な生産性向上や流通等の改善を図るため、農林水産業分野へのデジタル技術の導入・実装に向けた技術開発・改良

と人材育成に係る予算を確保すること。

中でも、「スマート農林水産業」については、ロボット技術やICT等の先端技術を活用した地方での先進的な取組に対し、規制改革等を通じた支援を行うとともに、普及促進するための実証・実装や人材育成に係る予算を確保すること。

「みどりの食料システム戦略」については、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化等の実現に向けて、都道府県における研究開発、実証、社会実装という段階的な取組が円滑に進むよう必要な予算を確保するとともに、有機栽培をはじめとしたグリーンな栽培により生産された農産物の消費拡大に対する国民への理解醸成を更に図ること。

6次産業化等による農林水産物の高付加価値化や輸出等の取組については、予算の重点配分とともに、地域の実情に応じて柔軟な政策対応ができるよう、引き続き必要な予算確保を行うこと。

国際競争力の強化については、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定の発効後の動向に加え、TPP等各協定の内容を踏まえ見直しを行った「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国際競争力の強化に資する予算を拡充し、地域にとって自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全の措置を講ずること。

また、二国間の輸出動植物検疫協議など輸出相手国の規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化すること。

(2) 農業の競争力強化等のための基盤整備と農村環境の保全

水田のフル活用を推進するため、水田畑地化・汎用化等による野菜など高収益作物への転換に必要な機械・施設整備を支援するとともに、農地の大区画化や排水対策、客土・土壌改良、農業水利施設の機能向上・長寿命化対策など、農業の競争力強化や中山間地域の特性に応じた基盤整備を進めること。

併せて、防災・減災対策として、ため池をはじめとした土地改良施設の維持管理・保全・整備等に係る十分な予算の確保や農業

用ダムの洪水調節機能強化に向けた施設の維持管理、土地改良区の運営基盤等強化に係る支援を行うこと。

また、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を図るため、農地情報の共有化、農地中間管理機構活用の環境整備を進めるとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構などが実施する事業に必要な予算を十分に確保すること。

優良農地の確保と商工業用地などの都市的利用との調整を図り、産業政策の基本となる土地の有効利用を目的とする農地転用制度について、法令に対する信頼性を確保する観点から、行政指導に従わず違反状態が解消しない違反転用案件については、優良農地以外の農地であっても違反状態の是正が可能となるよう農地転用許可制度の運用の見直しを行うこと。

農業・農村が持つ多面的機能を発揮するため、営農や地域活動が着実に継続できるよう、多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度に係る十分な予算の確保と、事務手続きの簡素化を図ること。

特に、中山間地域等直接支払制度については、集落が協定に定めた活動を着実に取り組めるよう予算を十分に確保し、高齢化が進む中でも前向きに協定に参加できるよう農業生産活動を継続して行う期間の短縮、交付申請書作成等の負担軽減や外部人材確保への支援充実など、地域の実情に即した制度改善を行うとともに、多面的機能支払交付金については、流域治水の一環である「田んぼダム」の取組面積の拡大に向けて、田んぼダム用柵及び堰板の導入や畦畔の補強を加速的に行うことができるよう、活動組織に対する加算措置の拡充を図ること。

一方で、水田での飼料作物等の作付けにより、農地を守ってきた中山間地域などの条件不利地域では、水田活用の直接支払交付金の見直しによって耕作放棄地の増加が懸念されることから、地域への影響を踏まえた支援や弾力的な制度運用を行うこと。

さらに、鳥獣害対策の強化に向け、有害捕獲や侵入防止柵の設

置などに係る、地域が必要とする予算を確実に確保した上で、国が目指すニホンジカ、イノシシの頭数半減に向けた取組を推進するため、捕獲活動に係る経費の単価を引き上げること。加えて、捕獲した鳥獣の利活用について適切な支援を行うとともに、簡易な埋設等の処理方法の検討を行うこと。

併せて、国庫補助事業などの農業公共投資の実施後、一定年数を経過した中山間地域の農地について、高齢化等による耕作の放棄により、放棄された樹園地が有害鳥獣の餌場となるなど、周辺の営農に支障を及ぼす可能性がある場合には、林地への転用等を認めるなど農村環境を保全するための方策の検討を行うこと。

国内で初めて発生が確認されてから日が浅く、被害拡大の恐れがある病害虫への対策については、農林水産物の安定生産を図るため、適切な病害虫防除が実施されるよう国において必要な予算を確保すること。特にサツマイモ基腐病など、全国的にも発生が確認されている病害虫については、被害の軽減を図るため、対策を総合的に推進する必要があることから、国においても必要な支援を継続すること。

(3) 家畜の伝染性疾病対策の推進

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が発生した際は、侵入経路の分析と発生原因の究明を迅速に行うとともに、侵入リスクが高い空港・港湾等における水際防疫、防鳥ネットや防護柵の設置支援、豚熱に感染した野生イノシシにおける防疫措置区域の拡大等、発生防止やまん延防止の対策を徹底すること。

特に、近年、国内で多発している高病原性鳥インフルエンザについては、発生予防のための効果的な防疫指導が行えるようウイルスの侵入経路等を早期に究明し、国際的な防疫体制を構築するとともに、国においても防疫資材の供給体制の構築等を行い、発生地で滞りなく防疫措置ができるようにすること。

また、都道府県に義務づけられている家畜保健衛生所等における検査精度管理体制の強化については、国の責任において必要と

なる予算を確保し、適切な措置を行うこと。

さらに、全国的に不足している産業動物獣医師や公衆衛生分野を含む都道府県獣医師の安定的な確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算の確保並びに、抜本的な改革のため、獣医系大学における特定地域枠制度や特定職域入学枠制度等を創設するなど、支援策を充実すること。

(4) 林業の成長産業化と森林環境の保全

林業の成長産業化に向け、路網整備・機械導入や適切な再造林対策、今後増加が見込まれる大径材の利活用、CLT普及の加速化、建築物における木材利用の推進、非住宅分野の木造・木質化、ブロック塀に代わる木製フェンスの設置など、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等を継続的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、分収林地の適正な管理を進めるため、資金調達など森林整備法人等への支援を強化・拡充すること。

(5) 水産物の生産体制の強化と環境改善

増大するアジアの水産需要を取り込み、水産業を成長産業化するため、水産物の輸出を促進するとともに、省力・省コスト機器の導入促進や共同利用施設・種苗生産施設の整備促進など、収益性の高い経営体への転換が進むよう十分な予算を確保すること。

加えて、燃油・資材価格高騰の影響を受けた漁業者が事業を継続するためのセーフティネット確保などの資金繰り支援、ならびに影響を受けている水産物等の販売促進に係る支援を継続すること。

また、我が国の漁業権益の確保及び水産物の安定供給のため、周辺諸国との漁業外交の強力な推進、外国漁船の違法操業に対する監視・取締体制を強化すること。

さらに、「水産政策の改革」等による資源管理の強化については、漁業種類における不平等が生じないように、漁業関係者の意見を踏

まえた制度とするとともに、経営安定のための万全な支援策を講じること。

有明海・八代海等においては、具体的な再生目標等を示し、必要な事業の創設・拡充及び予算確保を行うとともに、有機物・泥土の除去等の抜本的な対策について国が主体的に実施すること。

(6) 県育成品種の海外流出防止対策

国内品種の海外流出を防ぐとともに、海外における育成者権の保護については、国内における品種登録制度と同等になるよう、二国間の協議を進めるなど、対策を講じること。

また、育成者権の保護と農産物の輸出力強化のため、国は海外における品種登録を支援する十分な予算を確保すること。

(7) 農林水産物の産地偽装対策

農林水産物の産地偽装を根絶するため、原産地を的確に把握できるトレーサビリティ制度の構築や、DNA検査などの科学的分析体制の強化に取り組めるよう十分な予算を確保すること。

また、原産地表示に係る現行の「長いところルール」については、偽装の温床とならないよう実情に応じて見直しを行うこと。

(8) 豪雨災害や台風被害等からの農林水産業の早期復旧

令和2年及び令和3年の豪雨災害、令和4年の台風第14号被害などにより、甚大な被害を受けた被災箇所においては、原形復旧に留まらず被災箇所とその周辺も含めた改良復旧・再編復旧を推進し、再度被災する事態が繰り返されないようにするとともに、制度の充実及び十分な予算確保を行うこと。

3 エネルギーの安定供給と再生可能エネルギー等の導入・産業化

(1) エネルギーの安定供給

エネルギーの低廉かつ安定的な供給は、国民生活や経済活動を支える基盤となるものであることから、地域を支える産業の持続

的成長に資することはもとより、へき地や離島であっても経済的に安定した供給が将来にわたって受けられることを前提としたうえで、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた適切な2030年エネルギーミックスの実現に向けた責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

(2) 新電力の事業撤退による影響への対策

燃料費価格の高騰や、卸電力市場の価格高騰などを背景として、新電力が事業から撤退、倒産する例が相次ぎ、これらの新電力から電気の供給を受けていた事業者は、大手電力を含め小売電気事業者のいずれとも電気の需給契約交渉が成立せず、セーフティネットとして機能する一般送配電事業者の最終保障供給による割高な料金での電力供給を受けざるを得ない状況にある。

このため、新たな小売供給契約に円滑に切替えが進むよう必要な施策を講ずるとともに、電力システム全体の中で安定供給や調整力が十分に確保されるよう施策を講ずること。

また、この事態は燃料費価格の高騰に端を発していることから、発電燃料の安定的な確保・供給について、十全な対策を講じること。

(3) 再生可能エネルギー等の導入拡大と産業化の促進

地熱・温泉熱やバイオマス、太陽光、洋上風力等、再生可能エネルギー由来電力の一層の導入を促進するため、接続可能量の拡大等系統連系対策や再生可能エネルギー由来の余剰電力を貯蔵し、調整する仕組の構築を計画的に進めるとともに、地熱・温泉熱や小水力等ベースロード電源の電力系統への優先接続等、必要な制度の見直しや、その特性を踏まえたきめ細かな支援を行うこと。

再生可能エネルギー由来の水素製造の事業化や国内隅々への水素の供給を実現するため、技術開発・必要な規模の製品開発・規制緩和・実証・インフラ構築等を一層進めるとともに、燃料電

池大型トラックの早期社会実装や水素ステーションの広域設置等、水素の利活用を促進し、関連産業の創出を推進すること。

なお、再生可能エネルギーの「主力電源化」に向けた取組にあたっては、防災、環境・景観保全への配慮、発電事業終了後の設備廃棄等への地域住民の懸念、出力拡大に伴う需給バランスの保持やバックアップ電源の確保等によるエネルギーの安定供給等も踏まえ、円滑な導入・産業化に向けて必要な措置を講じること。

また、地中熱等の再生可能エネルギーの熱利用についても、導入拡大や産業化に向けて必要な措置を講じること。

(4) 都市ガスの安定供給確保

カーボンニュートラルの実現に向けた「つなぎ」のエネルギーとして期待されるガス燃料について、九州における都市ガス等の平均価格は全国で最も高く、また供給インフラも脆弱であることから、価格低減と供給インフラ整備を実現する対策を講じること。

令和5年6月

九州地方知事会長

熊本県知事 蒲島 郁夫